

※子の出生日の翌日において「配偶者育児休業等の要件を課さない場合」に該当しないが、当該日の翌日後に該当することとなったときかつ要件に該当する場合に必要な書類と併せて提出してください。

疎明書

私（ ）は、子（ ）の出生日の翌日（令和 年 月 日）より後の日である令和 年 月 日に、以下の○を付けた事由に該当することとなりました。このことにより、子の出生後56日の期間（注）に私の配偶者（ ）の育児休業をすることができる日数が14日に満たなくなったことを疎明します。

- 1 配偶者がいない
- 2 配偶者が組合員の子と法律上の親子関係がない
- 3 配偶者から暴力を受け別居中
- 4 配偶者が就労していない
- 5 配偶者が就労しているが雇用される労働者ではない（自営業者・フリーランス等）
- 6 1～5以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない

令和 年 月 日
組合員等記号・番号 -
氏 名

千葉県市町村職員共済組合理事長 殿

※ ○を付けた事由に該当することが分かる書類及び配偶者が育児休業を申し出たことが分かる書類（配偶者の育児休業申出書又は育児休業取扱通知書の写し）を添付してください。

（注）子の出生の日から起算して56日を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して56日を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して56日を経過する日の翌日までとする。）の期間をいいます。